



2024年5月15日

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社
代 表 者 代表取締役社長 森 正 人
(コード番号 3140 グロース)
問 合 せ 先 常務執行役員経営情報部長 松原 元成
(電話番号 03-6631-0000)

経営支援料に関する契約書締結のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、親会社であるRIZAPグループ株式会社（以下「RIZAPグループ」といいます。）との間で、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間を対象として、当社がRIZAPグループから経営全般の支援を受けること、及びその経営支援等の対価として166,656,000円（月額13,888,000円）を支払うことを内容とする、経営支援料に関する契約書（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事実の概要

(1) 本契約締結の経緯

当社は、RIZAPグループとの資本業務提携を実施して以来、同社から継続的に収益改善策などの経営再建支援をはじめ、経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、IR、情報システム、購買物流、マーケティング、営業など経営全般の支援を受けており、2024年4月1日から2025年3月31日までの期間の経営支援等に関して、RIZAPグループとの間で本契約を締結いたしました。RIZAPグループが本契約に基づいて当社に提供する役務には、(i)経営支援、(ii)経営基盤強化及び(iii)役員派遣が存するところ、今回、本契約では、このうち、上記(i)経営支援及び(iii)役員派遣につき具体的な対価額を合意するものであります。当社としては、複数回に亘り本契約の合理性について検証し、「2. 支配株主との取引に関する事項」記載の各過程を経て、当社の更なる企業価値の向上の実現には、引き続き、RIZAPグループの経営支援等を受ける必要があり、ひいては、当社の少数株主を含めたステークホルダー全体の利益にも資するものと判断し、最終的に、RIZAPグループと本契約を締結することと致しました。

(2) 本契約の内容

ア 相手方 RIZAPグループ株式会社
イ 対象期間 2024年4月1日から2025年3月31日
ウ 支払額 166,656,000円（月額13,888,000円）
エ 支払日 上記イの対象期間の毎月末日

(但し、2024年4月分については同年5月分と合算して同月末日に支払う。)

本契約に定める対価額の対象となる、RIZAPグループから当社に対する経営支援等の内容は、当社及びRIZAPグループ間で交渉を繰り返して決定された、2023年5月15日に公表いたしました「経営支援料に関する契約書締結のお知らせ」に記載の同年4月1日から2024年3月31日までの期間の当

該役務の対価額に関する合理的な算定基準を踏襲したものであります。

なお、2023年5月15日に公表いたしました、同年4月1日から2024年3月31日までの期間の経営支援料の金額よりも少額となっておりますが、これは、経営支援等の対価額の算定基準及びその基礎となる数値等並びにR I Z A Pグループと当社との間で真摯かつ慎重な協議が行われた結果によるものであり、主として、当該算定基準を構成する当社の2025年3月期の営業利益の計画値がR I Z A Pグループの子会社全体の営業利益の合計額に占める構成比が2024年3月31日までの期間の経営支援料の算定時に比して低減し、経営支援料のうち営業利益連動部分が減少したことによります。また、当社及びR I Z A Pグループは、両者間の協議を通じて、本契約において、R I Z A Pグループが実施する経営支援等の役務提供の一部（上記（1）の(ii)経営基盤強化）については、今後、当社及びR I Z A Pグループ間の協議により、具体的に提供を受ける役務の要否及び内容を取り決めることとし、その役務提供内容及び成果に応じて対価額を都度合意することといたしました。この点につきましては、追加で支払が発生する可能性がありますので、開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。なお、経営支援等の役務提供の一部（上記（1）の(ii)経営基盤強化）については、追加の支払対象となる役務提供に関する合意が成立することが法的にその支払の前提となりますが、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間においては当該合意が行われなかったことから、支払は発生していません。

2. 支配株主との取引に関する事項

本契約の締結は、当社の親会社であるR I Z A Pグループとの取引となり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2023年9月28日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「当社は主要株主との間で取引が発生する場合には、一般の取引事例を勘案し、協議のうえ決定いたします。また、重要な契約の締結は、取締役会において審議を行い、少数株主の権利を不当に害することのないよう、少数株主保護に努めてまいります。」と定めております。

今般の取引におきましても、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に加えて、取引の合理性（事業上の必要性）と取引条件及び取引条件の決定方針の妥当性については、2024年5月15日の取締役会決議までに、支配株主と利害関係のない取締役4名（代表取締役1名、社外取締役1名及び監査等委員である社外取締役2名）が検討を行った結果、親会社グループの一員として負担すべき必要経費について算定根拠に合理性があると認められること、具体的には、本契約の対象となる経営支援等を引き続きR I Z A Pグループから受けることは、今後の当社の更なる成長のために必要不可欠であること、経営支援等の役務提供の一部については当社及びR I Z A Pグループ間でその要否及び内容を取り決めるとともに、対価額をその役務提供内容及び成果に応じて都度合意するという柔軟な対応が予定されていること、さらに、R I Z A Pグループからの役員派遣に関しては、当社では当該役員に対し役員報酬を支給しておらず、かかる人材を招聘するために相応の費用負担を行うことは合理的であり、その対価の金額も、当社の現状を勘案しても適正であると確認し、十分な審議を行い、議決に加わることができる取締役4名（森正人氏、小野聡氏、濱田俊一氏及び藤原泰輔氏）により決議を行いました。また、支配株主と利害関係を有さず、当社及びR I Z A Pグループからの独立性を有する者である、当社の独立役員である社外取締役1名（小野聡弁護士）並びに社外の弁護士（弁護士法人ガーディアン法律事務所 木谷倫之弁護士、園田由佳弁護士及び天井政彦弁護士）により構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）からの答申も取得いたしました。したがって、本契約の

締結は、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合するものであると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本契約における対価につきましては、RIZAPグループより提供される役務等（経営戦略、経営管理、経理、財務、人事、法務、広報、IR、情報システム、購買物流、マーケティング、営業など、経営全般の支援等）の価値及び提供の実態を基に算定される費用負担に応じて、独立当事者間としての公正な取引価格として合理的と認められる役務提供等の対価を定めるように算定しており、本契約に関する協議において、当社の取締役のうち、RIZAPグループの役職員を兼務する取締役はオブザーバーとして当社からの本契約に関連する質疑に応答する方法で関与することと定め、RIZAPグループの役職員を兼務していない代表取締役森正人及びRIZAPグループから独立した社外取締役である小野聡氏が中心となり協議を行っており、RIZAPグループの役職員を兼務していない監査等委員である取締役濱田俊一及び藤原泰輔が本契約の締結を承認する取締役会決議に参加し、また、特別委員会から、本契約所定の対価額の算定基準は、当社及びRIZAPグループ間で繰り返し行われた協議を経て決定された、2023年4月1日から2024年3月31日までの期間の当該役務の対価額に関する合理的な算定基準を踏襲したものであって、そのことはRIZAPグループとの間でも確認されていること、その他後記(3)に挙げる各事項に照らし、本契約所定の対価額は公正な取引価格として合理的であると判断しているとの答申を受領しております。

加えて、当社の取締役である塩田 徹氏及び鎌谷 賢之氏は、支配株主の取締役を兼務しているため、特別な利害関係を有し得る取締役として本契約の締結を承認する取締役会決議から排して議決を行うことにより、利益相反を回避しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

2024年5月15日付で、特別委員会より、本契約所定の対価額の算定基準が、RIZAPグループの子会社各社の経営支援料の負担について公平性をより広く図る観点から、純資産額、売上高、営業利益額のRIZAPグループの子会社全体における割合に応じて各社に按分される業績連動部分と、RIZAPグループの子会社の一部(11社)が負担する定額負担部分で構成されることなど、本契約に定める対価額の算定基準には合理性が認められること、本契約所定の対価の決定プロセスとしては、当社を含むRIZAPグループの子会社複数の子会社が参加したRIZAPグループとの協議の機会において、繰り返し討議及び検討を行い、その過程において、監査法人、弁護士等の各種専門家から聴取した意見及び回答を踏まえて、本契約を締結することによるリスクを含め所要の検討を行っており、本契約上の経営支援等の役務提供の対価額の決定プロセスが妥当であること、当社がRIZAPグループとの間で経営支援料の費目、内容、算定基準及び当社に適用した場合の金額に関する質疑応答を繰り返し行って情報を収集して分析するなど合理的な情報収集・調査・検討等を行っており、RIZAPグループに所属する240名程度の従業員が全て当該子会社への経営支援等の役務提供に従事しているところ、経営支援料の総額は当該従業員の経費に対して数%程度の利益が上乘せられている程度にとどまっており、RIZAPグループの子会社において当該経費を分担して負担することには合理性が認められ、また、当社はRIZAPグループによる子会社化以降業績を回復し、RIZAPグループの傘下に入ることによって経営再建を果たしたと評価し得るほか、当社とRIZAPグループの間には、役職員の出向等の人的関係、両社及びRIZAPグループの関係会社各社との取引関係など一定の関係があることから、今後、RIZAPグループとの関係に大きな変化が生じた場合、当社の事業戦略や経営成績等に影響を及ぼす

可能性があることを踏まえると、いわゆる経営判断原則に照らして当社取締役の善管注意義務違反リスクが限定的であること、税務リスクが限定的であること、さらに、公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置も図っていることから、本契約を締結することを決定することにつき、当社ひいては当社少数株主にとって不利益なものではないと考えられるとの答申を頂戴しております。

3. 業績に与える影響

本件が当社の2024年6月期の通期業績に与える影響は軽微であると見込んでおりますが、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上